

広島市と国の共同による住民のための雇用対策の推進に関する提案について

1 趣旨

本市は、昨年10月、政府の「アクション・プラン～国の出先機関の原則廃止に向けて～」に基づく提案を行い、本年7月5日、「アクション・プランに基づき広島市と広島労働局が雇用、福祉施策等を一体的に実施するための協定書」を締結した。これにより、全8区中2区において、福祉的支援を要する市民のうち現に生活保護を受給している方等を対象に就労支援窓口のスタートを切ることができたことは、本市の雇用施策として、大きな一歩になったと認識している。

ところで、こうした協定締結の背景となった本市の生活困窮者については、協定の締結に向け広島労働局と折衝を始めた当時と比べても、その数が増加してきており、現在の取組を継続するだけでは、事態の深刻化に歯止めをかけることは難しいことが分かってきた。

そこで、本年7月に広島労働局長との間で協定を締結したところではあるが、こうした事態の重大性に鑑みて、追加的な支援措置のあり方について、厚生労働大臣と基本的協定を結ぶことで、より機動的・弾力的な対応ができるよう提案をすることにしたものである。

なお、ハローワークについては、指定都市市長会の構成員として、法改正を含めた権限移譲を要請しているところであるが、「アクション・プラン」において、一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を十分に検証した上で権限移譲について検討することとされている中で、昨今の政治状況を見てみると、権限移譲のための法律改正は容易には行い難いものと見込まれる。

しかしながら、現下の本市の生活困窮者への対応については、市民への支援の拡大という視点に立って、よりスピード感を持って取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。そこで、指定都市市長会の構成員という立場を離れ、一市長として、現行法令の枠内で、厚生労働大臣と協定を締結することで、必要かつ具体的な措置を講じることができるよう提案するものである。

2 提案内容

(1) 広島市雇用対策協定の締結

生活面で困難・問題を抱えた市民に対する就労支援の充実強化を図るため、広島市と国が、市が行う生活・福祉施策と相まって、共同で雇用対策を推進していくことができるよう、広島市長と厚生労働大臣が、法令、予算等に準拠した雇用対策協定を締結する。

(2) 生活困窮者の就労支援を全区で実現等

上記協定においては、生活困窮者の就労支援の充実強化を図るため、全区役所で生活困窮者の就労支援の共同窓口を設置し、ハローワークと一体となった支援を実施する旨を規定するとともに、協定の内容を実施するため、広島市長が広島労働局長に対し必要な要請をした場合は、労働局長はその要請に迅速に対応する旨も規定する。

(3) 市が職業訓練に積極的に関与

本市が職業訓練に積極的に関与し、地域の実情を反映した就労支援を確実に実施することができるようにするため、公共職業訓練のコース設定等に関する広島労働局、広島県、広島市間の連携体制を構築する。

(4) その他

ア 公労使による雇用対策協定の共同推進

地域の関係者による共同での雇用対策推進体制を確立するため、行政、労働者団体、使用者団体の代表者が参加する協議会を設置する。

イ 市議会への労働局長の出席等

就労支援に関する住民への説明責任を果たすため、広島労働局長は、広島市議会の求めに応じて参考人として市議会に出席するとともに、広島市長と共同で市民への説明を行う。

市と国の共同による住民のための雇用対策の推進

広島市雇用対策協定の締結

- 市長と厚生労働大臣が、法令、予算等に準拠した内容の雇用対策協定を締結。
- 生活面で困難・問題を抱えた者（若者、高齢者、子育て中の方、障害者、生活困窮者）に対する雇用支援策などについて規定。
- 共通の事業目標の下、取組を推進する旨規定。
- 協定の内容を実施するため、市長が労働局長に対し要請した場合は、労働局長は要請に迅速に対応する旨規定。

※ 今後、周辺自治体と連携した広域的な雇用対策協定の締結も検討。

生活困窮者の就労支援を全区で実現

- 全区役所（福祉事務所）で生活困窮者（生活保護受給者等）の就労支援の共同窓口を設置。ハローワークと一体となった支援を実現。
- 現在の2区に加え、新たに2区で常設窓口を設置。その他の区では窓口を定期的に関ける。

市が職業訓練に積極的に関与

- 公共職業訓練（委託訓練）のコース設定等に関する広島県、広島市、広島労働局間の連携体制を構築。
- 共同窓口の支援対象者については、市での相談状況も踏まえてハローワークが職業訓練の受講指示等を行う。

公労使による雇用対策協定の共同推進

- 行政、労働者団体、使用者団体の代表者が参加する雇用対策協定推進協議会を設置。
- 地域の関係者が雇用対策協定に基づく雇用対策等を共同で推進する体制を確立。

市議会への労働局長の出席等

- 市議会の求めに応じ労働局長が参考人として市議会に出席。国の立場から雇用対策協定等に係る雇用対策の取組を説明し、質疑も受ける。
- 住民の就職実現のため、市長とともに労働局長も市民に説明。